

## 西宮市議会規程第3号

### 西宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年西宮市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 次の各号に掲げる報告は、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

(1) 条例第2条第1項の規定による報告 請負状況等報告書

(2) 条例第2条第3項の規定による報告 訂正届

2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第1項又は第3項の規定による報告は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、別に議長が定めるものにより行うことができる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。